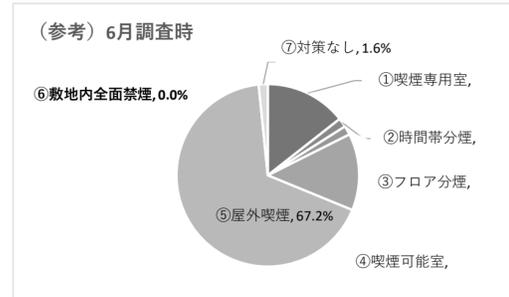
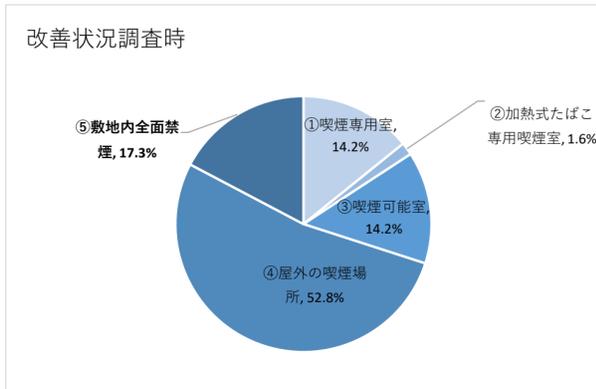


【飲食店】

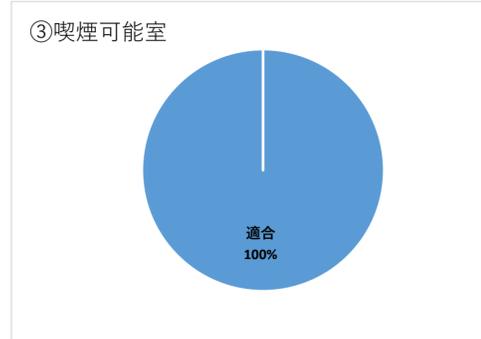
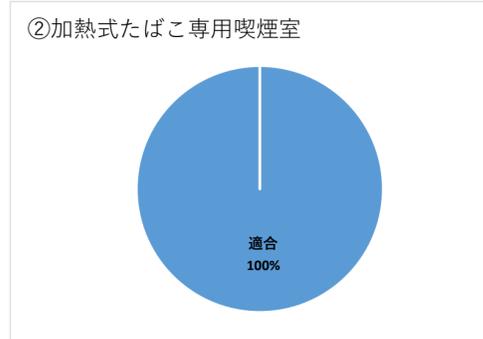
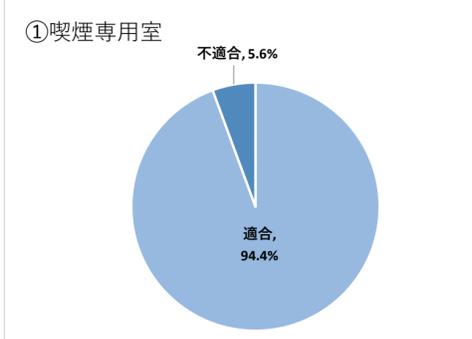
送付件数	125 件 (うち3件閉店)
調査対象数	122 件
回答数	118 件
回収率	96.7% (回答数/調査対象件数)
改善率	95.9% (判定「改善」事業者/調査対象件数)

(閉店, 対象外)	3
(改善した事業者数)	117

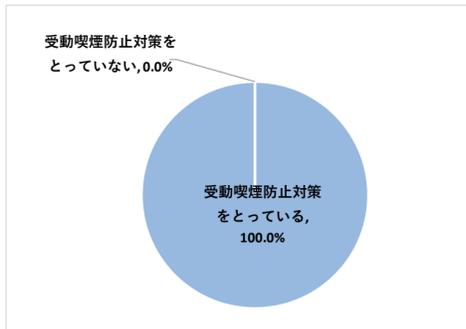
1 現在、貴所設置の喫煙場所はどれに該当しますか (重複あり)



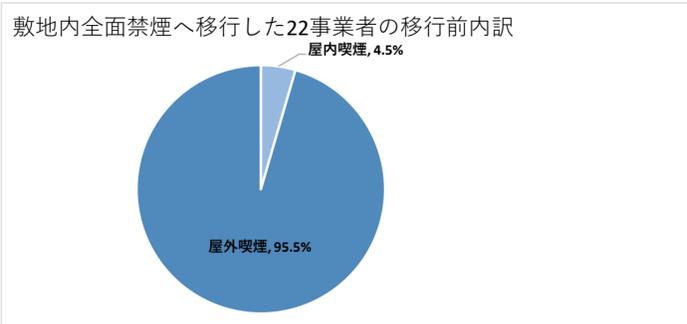
2 【1で①, ②, ③と回答した方】貴所の喫煙場所は厚生労働省が定める技術的基準に適合していること、改正法のルールを順守して設置されていることを確認したうえで改善報告をお願いします。(重複あり)



3 屋外の喫煙場所は受動喫煙防止対策がとられていますか。



(参考) \* 敷地内全面禁煙へ移行した事業者の内訳



1 現在、貴所設置の喫煙場所はどれに該当しますか。(重複あり)

	①喫煙専用室	②加熱式たばこ専用喫煙室	③喫煙可能室	④屋外の喫煙場所	⑤敷地内全面禁煙
回答割合	14.2%	1.6%	14.2%	52.8%	17.3%
回答数	18	2	18	67	22



参考 (要指導事業所の6月初回調査時のデータ)

	①喫煙専用室	②時間帯分煙	③フロア分煙	④喫煙可能室	⑤屋外喫煙	⑥敷地内全面禁煙	⑦対策なし
回答割合	14.4%	1.6%	1.6%	13.6%	67.2%	0.0%	1.6%
回答数	18	2	2	17	84	0	2
備考		(分類: 喫煙可能室2)	(分類: 喫煙可能室2)				

2 【1で①, ②, ③と回答した方】貴所の喫煙場所は厚生労働省が定める技術的基準に適合していること、

改正法のルールを順守して設置されていることを確認したうえで改善報告をお願いします。(重複あり)

	①喫煙専用室		②加熱式たばこ専用喫煙室		③喫煙可能室	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
回答割合	94.4%	5.6%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
回答数	17	1	2	0	18	0

3 下記の項目に☑がつく状態にしてから報告をお願いいたします。

	受動喫煙防止対策をとっている	受動喫煙防止対策をとっていない
回答割合	100.0%	0.0%
回答数	67	0

\* 屋内又は屋外喫煙から敷地内全面禁煙へ移行した事業者数 (22/118事業者)

変更前喫煙場所	屋内喫煙	屋外喫煙
割合	4.5%	95.5%
回答数	1	21

4【1で⑤と回答した方や、既に具体的な改善対策を講じた事業者】

「喫煙場所撤去・移動」や「屋内喫煙から屋外喫煙へ変更」など、改善対策を講じたことによるお客様からのご意見、禁煙化への経緯等、どのようなことでも構いませんのでご意見等があれば記入願います。

★集計

御意見	回答数
移動	6
指摘を受け撤去	8
撤去・移動が出来ない為、喫煙場所利用者へ周囲の方へ配慮するよう周知	5
その他	7

★いただいた御意見

◇たばこ吸いたいと、二度と来ないと言われたことがある。

◇屋外の喫煙場所を移動しました。

◇法令の改定と同時期に工事を行い、法令を満たしているが、現在はコロナの兼ね合いで屋外のみを喫煙場所としており、屋内の喫煙場所を利用。屋外においては、灰皿の設置場所の通行頻度の少ない場所に移し、一日毎の回収を徹底いたします。

◇室内喫煙は元々しておりません。昨年（2年3年）食堂は休業しております。（パークゴルフ場です）外での喫煙は張り紙をし、お互い注意しながら改善しております。

◇配慮義務違反とのご指導を受け、建物の出入口付近に設置していた灰皿を撤去いたしました。

◇喫煙場所以外で喫煙をしないように口頭、及びPOPで説明書きをして、受喫煙対策を行っております。

◇屋内喫煙（屋内扱いのビル入口に灰皿を設置）から屋外喫煙へ変更。灰皿は撤去し、喫煙者に対しては灰皿を渡してもらっている。その際、通行する人がいるときは、喫煙しないよう伝えている。

◇店舗駐車場1台分を喫煙者用に使用します。（営業中のみ）道路より離れた場所に設置（灰皿）し、お客様にはポールで区切りをした内側で喫煙するように徹底します。（告知）

◇屋外の喫煙場所にて喫煙していただいておりますが、灰皿は設置せず、店内より灰皿を持って行って外で吸っていただいております。店前から歩道までの距離は比較的短い？狭い？為、通行人への配慮をいただくようお願いしております。

◇2F店内・外全面禁煙です。予約時に当店は禁煙ですの一言。

◇以前の対策ではダメという手紙が来たので屋内外とも吸わないことにした。

◇6月にインターネットで回答した喫煙についての内容ですが、私の勝手な勘違いにより屋外での喫煙を可と申請してしまいました。敷地内全面禁煙としていましたが、駐車場屋外のテラスでの喫煙を可としてしまいました。店内はもちろんのこと店外のテラス、駐車場も含め、禁煙の体制をとっています。

◇道路から見えない、他の人に煙がかからない位置に移動しました。建物が灯油タンク、LPガスボンベの近くなので適切な距離を確保しつつ片づけております。将来的には撤去の方向で考えております。

◇入口付近に灰皿を置いていましたが撤去しました。

◇客数の少ない出入り口近くに喫煙場所・灰皿を設けておりましたが、8月25日で撤去。店舗内、敷地内で喫煙する場所はなくなりました。

◇3の灰皿については当該喫煙所は営業時間外は施錠しており、立入ができないようにしています。

◇テイクアウト専門店になっている為、やむを得ず設置はしていますが、夏場・冬場・お客様個人が車での喫煙をしているみたいです。お客様を見ながら喫煙に関してはじゅうなんに対応していきたいと思えます。

◇玄関先（たぬきの物）の場所より屋根のぎりぎり先まで灰皿を移動させて受動喫煙をさせない様協力を促すポスターを貼りました。

◇各テーブルから灰皿を撤去しました。

◇ほとんどの店が全面禁煙なので、当店もそのようにした。

◇貸切の時は灰皿を渡し、屋外で喫煙していただく事にしました。（店内は前から禁煙です）通常営業ではどうしても喫煙したい方は各自車の中でお願ひすることになりました。

◇当店では屋外に灰皿を設置したことはなく、現在でも駐車場でタバコを吸う人は見かけません。

◇今シーズンはクローズになるため、来シーズンより対策予定です。ラウンドする方から喫煙者が見えないようパーテーションを付ける。喫煙場所は通行場所から離れた場所。

◇人通りの多い時間帯（夕方）は灰皿の設置をしていません。

◇周知のポスターですが、国等の様式の物が無いとのことでしたが、今後対策を依頼し続けるのであれば役所の課の名称等が入っているものを作成してもらった法が協力する側と